

ID: 3045

担当部署: 産業観光課

処分の概要	第5条第6項等の規定による承認(市町村道又は準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産(従前の建設省所管の国有財産に限る。)である土地に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第5条第6項(第48条第9項(第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項(同条第10項において準用する場合を含む。)、第87条の2第6項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条第6項の規定による。</p> <p>6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日